

平成 30 年 8 月 20 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸  
地域保健担当理事 花岡 正人  
宮下 明

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律等により延長された介護保険関係特定権利利益に関する事務取扱について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会常任理事

江澤 和彦

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律等により  
延長された介護保険関係特定権利利益に関する事務取扱について

本年 7 月 24 日付（介 80）において、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の規定の一部が平成 30 年 7 月豪雨による災害に適用され、介護保険関係では、平成 30 年 7 月豪雨において災害救助法が適用された市町村の区域内において業を行う者又は居住地を有する者等について、要介護認定や指定居宅サービス事業所の指定等に係る有効期間を延長し、その満了日が平成 30 年 11 月 30 日までとなった旨、ご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省より、当該介護保険関係権利利益の更新に関する事務については、更新申請を通常より早期に受け付ける等の柔軟な取扱いを可能とする旨の事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

なお、延長された要介護認定及び要支援認定の更新をした場合、当該更新された要介護認定及び要支援認定の有効期間の起算日は平成 30 年 12 月 1 日となることから、当該有効期間の満了日については、市町村において柔軟な設定が可能であるとのことですので、併せてご連絡申し上げます。